

九、昇給率ヲ増額セシ度(庶)

一〇、職工長ノ加給ヲ十分ニ改メシ度(庶)

一一、現在ノ特別増給ヲ本給ニ編入シラシ

度(精、目、執)

一二、最低賃銀男工ニ卅五銭女工ニ卅

五銭ノ日枚ヲ與ヘシ度(包)

切カスヘシ

明年ニテハ本提案ヲ實現セシムル考ト

モ尚研究スヘシ

調査中ナリ

最低賃銀ノ問題ハ独リ陸軍ヤ工

廠ノ問題ニアラズ國家ノ大問題

ナルヲ以テ各邦ノ限ニテ然レドモ

不堪等ク休日ヲナシシ時間ヲ延バ

シテ返モ枚入ヲ増加セシメラシ度ト云フ

主見等ナラハ將來是時程ノ到来を

コトヲ希望ス

一三、傳染病豫防上出勤禁止ノ者ニ
日給金額支給セラシ度(執)

一四、陸音第卅九五九号(三二二)ニ
止ノコト(包)

一五、年功加俸制ヲ設ケラシ度(庶、執、包)

一六、勤績賞典ハ自己都合ノ退職
者ニモ支給セシ度(庶、執、包、若)

出勤者ト禁止者ト若干ノ差ヲ有セ
ルハハ必要トモ感スルノコトナラズ昨年
工月改正増額セラシ間モナキ今日トハ
當分其ノマ、トシテテテ主見等ナルモ然
員ノ一熱心ヲ提案ナル極見ラレタ
以テ再旨上司ニ上申スヘシ

調査研究スヘシ

調査スヘシ

勤績者ニ自己都合退職ノ際ニモ
十数年以上ノ相當額支給スル如ク
研究ヲ進メタルモ経費ノ点ヨリ